

媛 社 労 発 第 7 2 号
平成29年12月6日

会員各位

愛媛県社会保険労務士会
会長 横 本 恭 弘
(公 印 省 略)

労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等
による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について

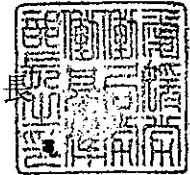
県会の運営につきましては、平素より御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、愛媛労働局労働基準部長より裏面のとおり通知
がありましたので、お知らせいたします。



愛媛労基発1201第2号
平成29年12月1日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

愛媛労働局労働基準部長



労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出
代行における使用者等の電子署名等の省略について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労働基準法等に基づく手続の電子申請の一層の利用促進を図る観点から、今般、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が、電子申請により対象手続の代行を行う場合において、使用者や事業者等（以下「使用者等」という。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることが証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該使用者等の電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）に代えることができる旨の省令改正を行い、平成29年12月1日から施行することとなりました。

具体的な取扱いは、下記のとおりですので、その実施に当たり、貴会会員の社会保険労務士等への周知につき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働基準法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

1 対象手続

今般の改正の対象となる手続は、労働基準法（昭和22年法律第49号）（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号）並びにこれらに基づく命令の規定により使用者等が行う申請や届出等の手続です。

2 提出代行に関する契約があることを証明する書面

使用者等が自らの申請書の提出等に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかな書面であって、使用者等による記名押印又は署名がなされたものであり、かつ、電子申請時において有効であることが確認できるものをいいます。具体的には以下のいずれかに該当する書面です。

なお、この書面については、電子申請時に、この書面を電子媒体（PDF形式）で添付することにより行う必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

- （１） 使用者等が社会保険労務士等に対して電子申請による提出代行を委託したことを示す同意書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士が証明したものに限ります。具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、具体的な記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

なお、雇用保険関係手続等の提出代行に関して、本件施行前に、使用者等が社会保険労務士等に提出した同意書で、当該同意書に記された委託事項中に記の１の対象手続が含まれている場合には、当該同意書を添付することで差し支えありません。

- （２） 使用者等と社会保険労務士等との間で締結した提出代行に関する契約書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士が余白などにおいて証明してください。



(別紙：参考様式)

提出代行に関する証明書

平成 年 月 日

○事務所（勤務先事業所）名称 _____

○所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称^{※1} _____

○住所又は事業場所在地 _____

○使用者等氏名^{※2} _____ (印)

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において 有効であることを証します。 氏名 _____ (印)
---------------------------	--

※1 個人の場合は不要

※2 個人の場合はその氏名